



問合せ
郷土博物館
☎ 558-2561

青梅・羽村子ども体験塾 「発掘調査体験」

発掘調査の体験参加者を募集します。

事前学習会

日時 7月31日(日)午前10時～正午

会場 青梅市民会館(青梅駅から徒歩5分)

発掘体験

約1700年前の家の跡を掘って調べます。

日時 8月2日(火)・3日(水)・5日(金)・6日(土)・9日(火)・10日(水)午前10時～午後3時

会場 郷土博物館
対象 市内在住の小学校4年生～高校生で、発掘・土器洗い体験8日間のうち4日以上参加できる方
※7月31日(日)の事前学習会は必ず参加してください。(保護者の方も一緒にお願いします)
定員 10人(先着順)
参加費 無料
※体験時の持ち物・服装などは、事前学習会でお知らせします。
申込み 7月3日(日)～17日(日)午前9時～午後6時に、電話で郷土博物館へ

夏休み企画展

玉川上水「かたち」と「やくわり」のユミツ

楽しく学べる先人の知恵

江戸時代のはじめごろにつくられた玉川上水、その取水堰や水門などの基本的な「かたち」と「やくわり」について、模型やパノラマを使って紹介します。

夏休みに友達と、玉川上水の「ヒミツ」を発見してみませんか。

会場 青梅市霞台遺跡(青梅市野上町2丁目、大門市民センター西側)
土器洗い体験
発掘した土器などを洗います。古代アクセサリー作りも行います。

日時 8月11日(木)・12日(金)午前10時～午後3時

会場 郷土博物館

対象 市内在住の小学校4年生～高校生で、発掘・土器洗い体験8日間のうち4日以上参加できる方

※7月31日(日)の事前学習会は必ず参加してください。(保護者の方も一緒にお願いします)

定員 10人(先着順)

参加費 無料

※体験時の持ち物・服装などは、事前学習会でお知らせします。

申込み 7月3日(日)～17日(日)午前9時～午後6時に、電話で郷土博物館へ

日時 7月2日(土)～9月11日(日)の午前9時から午後6時まで

会場 郷土博物館企画展コーナー

入館料 無料

※7月18日(月)は祝日のため開館します。

※期間中、学芸員による展示説明を行います。希望する方は、郷土博物館受付にお知らせください(予約不要)。

伝統文化ものづくり体験 多摩川製鉄体験塾

羽村市および福生市の事業として、自分たちで集めた砂鉄から一本の日本刀を作り上げるまでの一連の工程に触れることのできる「伝統文化ものづくり体験・多摩川製鉄体験塾」を行います。

日程 全8回

対象 市内在住の小・中学生およびその保護者

定員 15人(保護者を除く。先着順)

参加費 無料

申込み 7月20日(水)午前10時から、電話で羽村市郷土博物館へ

※体験場所への送迎はありませんが、第6回の八王子市恩方下原おんだしたはら刀工とう房見学のみ送迎します。

※参加した児童・生徒には、集めた砂鉄からできたペーパーナイフを記念品としてプレゼントします。



回	テーマ	日時	会場	内容
第1回	日本刀について学ぼう	8月20日(土) 午後3時～5時	福生市中央図書館学習室	日本刀の歴史や製作の工程などについて学びます。
第2回	砂鉄を集めよう1	8月27日(土) 午前10時～正午	福生市内多摩川河原	磁石を使い、みんなで福生の砂鉄を集めます。
第3回	砂鉄を集めよう2	9月3日(土) 午前10時～正午	羽村市内多摩川河原	磁石を使い、みんなで羽村の砂鉄を集めます。
第4回	たたら炉を作ろう	9月17日(土) 午前10時～正午	福生市自由広場	煉瓦を組んで、みんなで製鉄のためのたたら炉を作ります。
第5回	製鉄をしよう	10月1日(土) 午前10時～午後2時	福生市自由広場	たたら炉で火を起し、砂鉄を入れて鉄を作り出します。
第6回	工房を見学しよう	10月15日(土) 午後1時～5時	八王子市恩方下原刀工房	日本刀の工房を見学し、みんなが集めた砂鉄が日本刀になる工程を学びます。
第7回	自分のペーパーナイフを作ろう	11月5日(土) 午前10時～正午	福生市中央図書館裏庭	小型のたたら炉を使い、自分用のペーパーナイフの材料を製鉄します。
第8回	完成の瞬間に立ち会おう	12月10日(土) 午後1時～3時	福生市中央図書館学習室	刀の研磨実演を見学するとともに、鍛錬が終わった日本刀が研磨により完成する瞬間に立ち会います。

介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します

7月上旬、65歳以上の方(第1号被保険者)に、平成23年度介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。皆さんから納めていただく保険料は、介護保険を支える大切な財源になります。

65歳以上の方(第1号被保険者) 保険料の納め方

保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。

特別徴収

年金からの天引きによる納付
 保険料(年額)が、年金支払月の6回に分けて差し引かれます。(年度の途中から特別徴収が始まる方を除く)
対象 年金が年額18万円以上の方
 ※対象となる年金は、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金です。

普通徴収

納付書や口座振替による納付
対象 年金が年額18万円未満の方や、特別徴収の対象となる年金を受給していない方
 ※特別徴収の対象要件を満たしている方でも、次の方は普通徴収となります。

- 年度の途中で65歳になった方
- 年度の途中で年金の支払いが始まった方

○年度の途中で他の市町村から転入してきた方

- 年金が一時差し止めとなった方
- 年金担保貸付金を返済中で年金の支払いがなくなった方

40〜64歳の方(第2号被保険者) 保険料の決定および納め方

保険料の決定および納め方は、国民健康保険や企業の健康保険など、加入している医療保険により異なりますが、いずれの保険でも、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただいています。

◆サービスの利用はまず相談から

「介護が必要かな?」と思ったら、地域包括支援センターや高齢福祉介護課へ相談してください。

介護保険は医療保険と違い、保険証を提示するだけでは介護サービスを利用することができません。

高齢福祉介護課へ申請し、「要介護認定」を受ける必要があります。

◆保険料を納めない?!

特別な事情がなく介護保険料の滞納が続くと、滞納処分の対象となります。また、介護サービス利用時に、未納

期間に依りて保険給付に制限を加えることがあります。

- 1年間滞納:介護サービスの費用がいったん全額利用者負担となります。
- 1年6か月間滞納:保険給付を一時差し止めます。それでも滞納が続く場合は、差し止めた保険給付額から滞納保険料を控除します。

●2年以上滞納:利用者負担を1割から3割に引き上げ、高額介護サービス費などは支給停止となります。

※保険料が納められない場合は、納付相談を利用してください。
 ※火災や風水害などで、家財に著しい損害を受けた場合などは、保険料の徴収を猶予または減免する制度があります。

問合せ

- 介護保険の制度・保険料について:高齢福祉介護課介護保険係
- 介護サービスなどの相談について:高齢福祉介護課地域包括支援センター係

○要介護認定について:高齢福祉介護課介護認定係
 ○納付相談について:納税課納税担当

春の市内いっせいで 美化運動収集量報告

5月22日(日)に行った春の市内いっせいで美化運動で、燃やせるごみ4695kg、燃やせないごみ365kg、粗大ごみ190kg、合計5250kgを回収しました。

皆さんのご協力で、市内がきれいになりました。ありがとうございます。

問合せ 生活環境課生活環境係

ポイ捨て防止にご協力を

最近、道路や公園、駅前広場などに、ポイ捨てされた空き缶やたばこの吸い殻などのごみが多く見られ、街の景観が損なわれています。

ごみのポイ捨てをなくすためには、皆さんの理解と協力が必要です。街は皆さんのものです。美しい街並みを維持し、次世代へと引き継ぐために、一人ひとりがマナーを守りましょう。

問合せ 土木課道路管理係

